

(1) 中小企業等協同組合

① 定款変更認可申請書

理事 長印  袋綴	理事 長印	平成 年 月 日
	京都府知事 (京都府〇〇広域振興局長)	様  様)
	組合の住所及び名称 組合を代表する理事の氏名	理事 長印
<h3>中小企業等協同組合定款変更認可申請書</h3>		
<p>中小企業等協同組合法第51条第2項の規定により中小企業等協同組合の定款変更の認可を受けたいので、別紙の変更理由書その他の必要書類を添えて申請します。</p>		

【中小企業等協同組合法施行規則 様式16】

- (注) 1 認可申請期間は、法的に規定されていないが、組合の運営上遅滞なく提出すること。  
2 申請書及び添付書類はA4版横書きとし、一括袋綴にしてその綴目に理事長印を押印すること。

理事 長印
<h3>定款の変更理由書</h3>
<p>(例) 本組合は、創立以来10年を経過し、当初の組合員12名より現在は30名に増加し、組合の事業が活発となったため、役員の数では十分な組合活動が行えないので、役員の数を増加し、組合活動の完璧を期し組合員の要望にこたえたい。</p>

- (注) 定款の変更を必要とする理由は、条文ごとに具体的にかつ詳細に記載する。

理事  
長印

## 定款の変更をしようとする箇所を記載した書面

(例)

新条文	旧条文
(役員の定数) 第〇条 役員の数、次のとおりとする。 (1) 理事 <u>6人以上8人以内</u> (2) 監事 <u>1人又は2人</u>	(役員の定数) 第〇条 役員の数、次のとおりとする。 (1) 理事 <u>5人</u> (2) 監事 <u>1人</u>

- (注) 1 変更しようとする箇所が対比できるように記載し、変更箇所の下に傍線を引くこと。  
2 定款全体を見直し、変更を行う場合(全面変更)は、新定款と旧定款を添付してこの書面に代えることができる。

### ○ 添付書類

定款変更認可申請書の添付書類には、(1)定款の変更理由書、(2)定款の変更をしようとする箇所を記載した書面、(3)定款の変更を議決した総会(総代会)の議事録の原本又はその謄本が必要であるが、変更事項によっては次の書類を追加して添付すること。

#### 1 事業の変更

##### (1) 事業計画書及び収支予算書

定款の変更が事業計画又は収支予算にかかわるものであるときは、総会で議決した定款変更後の事業計画書又は収支予算を添付すること。

#### 2 出資1口の金額の変更

##### (1) 出資1口の金額の増加の場合

- ・出資1口の金額の増加に対する総組合員の同意書

##### (2) 出資1口の金額の減少の場合

###### ① 債権者が異議を述べなかった場合

- ・財産目録及び貸借対照表
- ・公告及び催告をしたことを証する書面

###### ② 債権者が異議を述べた場合

- ・財産目録及び貸借対照表
- ・公告及び催告をしたことを証する書面
- ・弁済若しくは担保の提供若しくは財産の信託をしたこと又は出資1口の金額の減少をしてもその債権者を害するおそれがないことを証する書面

(注)出資1口の金額の減少は、認可申請手続前に債権者保護の手続を要する。

#### 3 提出部数 2部

### 市町村合併時の定款変更について

市町村合併により住所の表示変更が生じた場合、定款の記載事項(地区、事務所の所在地等)の変更手続きが必要となります。

該当される組合は、定款の変更申請の上、認可を受けて下さい。

また、地区の定款変更を行った場合は、認可後に変更登記を要します。